

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社においては、「高い目標に挑戦する」、「お客様に満足を提供する」、「広く社会に貢献する」という経営理念に基づき、計装エンジニアリングを通じて社会の発展に寄与するとともに、透明・公正かつ迅速・果敢な経営によって、「会社の持続的な成長」と「中長期的な企業価値の向上」を果たしていくことが、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、

当社は、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーとの適切な協働、企業情報の積極的かつ公正な開示、取締役会の実効性の向上、株主の皆様との建設的な対話等を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の向上を図ってまいります。

<基本方針>

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利が実質的に確保されその権利を適切に行使することができるよう環境の整備を図るとともに、株主共同の利益に留意し株主の実質的な平等性の確保について適切な対応を図ってまいります。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、株主以外にもお客様、取引先、従業員、地域社会等の多様なステークホルダーが存在していることを認識し、「お客様に満足を提供する」、「広く社会に貢献する」という経営理念のもと、これらのステークホルダーとの適切な協働およびサステナビリティを巡る課題への取組みを推進することで持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を図ってまいります。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、法令およびIRポリシーに従い、株主、投資家を含むあらゆるステークホルダーに対し、正確な情報を分かりやすく適時適切にお知らせすることを基本方針として、情報開示を行っております。

なお、開示情報については、適時開示文書のほか、有価証券報告書、事業報告、株主総会招集通知、コーポレート・ガバナンス報告書、当社ウェブサイト等に記載しており、今後も一層の内容の充実を通じて透明性の確保を図ってまいります。

(4) 取締役会の責務

当社は、機関設計として監査等委員会設置会社を選択しておりますが、経営の透明性と機動性をより高める観点から、重要な業務執行について経営陣に委任できることとし、監督と執行の役割の分離を図っております。すなわち、取締役会は中期経営計画など経営の基本方針の決定および業務執行の監督を主たる役割とする一方、業務執行については基本的に代表取締役社長以下の経営陣の役割とし、その意思決定を委任する体制をとっております。

当社は、取締役会の監督機能を強化するため、独立社外取締役の活用を重視しており、法定の監査等委員会の他、任意の独立した諮問機関として独立社外取締役全員と代表取締役社長とで構成する指名報酬委員会を設置し、監査・指名・報酬その他ガバナンス上の重要事項について独立社外取締役の適切な関与・助言を受ける体制をとっております。また、企業経営、財務・会計、法務等の専門的知見と多様な属性・バックグラウンドを有する独立社外取締役を取締役会全体の1/3以上選任することにより、取締役会の独立性と実効的な監督機能の確保を図っております。当社は、執行役員制を導入しており、代表取締役社長以下の執行役員を中心とした経営陣が経営会議決議や社長決裁など社内権限に応じた機動的な意思決定をすることにより、迅速で柔軟な会社経営を図っております。また、指名報酬委員会による取締役候補者の指名にあたっては、計装エンジニアリング会社としての経営に必要な事業面・経営管理面の経営スキルを特定したうえで、取締役会全体としてバランスのとれた構成の確保を図っております。

当社は、取締役(監査等委員を除く)の報酬については、固定報酬・業績連動報酬・株式報酬からなるインセンティブ型の報酬設計をとるとともに、個人別の報酬額の決定については指名報酬委員会に委任することにより、透明性・公正性を確保しております。なお、監査等委員である取締役にについては固定報酬のみとし、個人別の報酬額の決定については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(5) 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、株主および投資家との建設的な対話の実現に向けて、IRポリシーに基づく情報開示・対応に努めるとともに、経営戦略や経営計画の策定・公表などについては、株主との相互理解の促進に留意しながら、体制整備・取組みの充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則5-2、補充原則5-2-1】「経営戦略や経営計画の策定・公表、事業ポートフォリオに関する基本的な考え方」

当社は、長期経営指針および中期経営計画を策定し、事業年度毎の決算説明会で業績目標と取組みの内容、ならびに進捗状況や結果などについて説明するとともに、全てのステークホルダーが閲覧できるよう、ウェブサイト掲載・公表しております。

なお、経営戦略や経営計画の策定方法・公表が取締役会の重要な責務であると認識し、資本コストの把握、事業ポートフォリオ、必要な投資、経営資源の配分等の関係性が分かりやすい経営計画の策定を目指してまいります。また、事業ポートフォリオに関する基本的な方針については、経営計画策定方法の見直しと並行し取締役会において審議してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 3】「資本政策の基本的な方針」

当社は、成長投資とリスク許容の観点から株主資本の充実を図り強固な財務基盤の維持に努める一方、資本の効率性を重視し連結ROE10%以上を継続的な経営指標としています。

また、当社は、業績に多大な影響を及ぼす事象や新規設備投資計画が無い限り、配当性向を一定に保ち、利益の伸長に見合う配当を通じて株主の皆様に対し利益還元を行う方針であり、現在のところ普通配当につきましては、配当性向を概ね30%前後の水準としております。なお、内部留保資金につきましては、必要に応じて、人材育成および確保のための人的投資や事業領域拡大のための資金として活用する方針であります。

【原則1 - 4】「政策保有株式」

当社は、事業機会の創出や取引関係の維持・強化を目的に上場株式等を保有することがありますが、その保有の合理性が乏しいと判断した場合は売却する方針としております。

そのため、毎年取締役会において、政策保有株式として保有する全ての株式についての取引実績、投資先企業との円滑かつ良好な関係維持等、事業上の要素のほか、保有に伴う財務上の便益やリスク等の要素を総合的に考慮し、保有の適否に関する検証・評価を実施しております。

また、政策保有株式の銘柄ごとの株式数や保有目的等の状況等については、有価証券報告書において開示しております。

なお、政策保有株式に係る議決権の行使については、投資先および当社の中長期的な企業価値向上に資するか、その内容を精査して判断することとしております。

【原則1 - 7】「関連当事者間の取引」

当社は、「取締役会規程」において、取締役の競業取引および関連当事者間の取引(取締役の利益相反取引含む)については、事前に取締役会の承認を得るとともに、取引後は取締役会に報告することとしております。また、関連当事者間の取引(取締役の利益相反取引含む)については、取締役会の付議前に独立社外取締役で構成される監査等委員会による審議を実施しております。

さらに、取締役に対して、毎年、関連当事者間の取引の有無に関する内容を含む「確認書」の提出を求め、同取引を監視する体制を整備しております。なお、当社には議決権の10%以上を保有する株主はおりませんので、主要株主との取引発生はありません。

【補充原則2 - 4 - 1】「中核人材の多様性、目標設定と開示」

当社は、取締役会はもとより、経営陣や管理職など中核的ポジションにおける多様な人材の登用を積極的に進めています。既に管理職の4割近くを中途採用者が占めるなど、総合エンジニアリング企業として目指す事業モデルや中長期的な経営戦略との人材ギャップを埋めるべく、幅広い職歴・年齢層から積極的な中途採用者の採用・登用を継続しています。女性の管理職登用は経営課題と認識しており、採用拡大、育児と仕事の両立支援制度の拡充など継続就業支援、非正規社員の正社員転換や配属部署の拡大などのキャリア形成支援等を通じて管理職登用の機会拡大に取り組んでおります。今後5年以内に複数の管理職輩出を目指していますが、詳細は女性活躍推進法に基づく当社の「一般事業主行動計画(2021年4月～2026年3月)」(厚生労働省ウェブサイト「両立支援のひろば」)をご覧ください。

当社は、中長期的な成長戦略として人的資本の充実・人材力の最大化を掲げ、女性・非正規社員・若手・シニア層・中途採用者・障害者など多様な人材が成長し活躍できる職場づくりを推進しています。そのため、新卒者にこだわらない多様な人材の採用を通年で実施するとともに、各階層別の集合研修やテクニカルセンターでの専門技術研修の他、トレーナー制によるOJT制度、eラーニングや通信教育による自己啓発制度、各種資格の取得支援制度、定期的なキャリア自己申告と管理者・本社人事セクションとのキャリア面談などの体制整備を実施しております。

【原則2 - 6】「企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」

当社の企業年金制度は、2022年4月1日付で規約型確定給付企業年金を企業型確定拠出年金へ移行したため、アセットオーナーとしての年金の積立・運用は行っておりませんが、企業型確定拠出年金については、従業員の安定的な資産形成を踏まえた運用商品の選定や従業員に対する教育等を実施しております。

【原則3 - 1】「情報開示の充実」

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しておりますのでご参照ください。

(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書「1. 機関構成・組織運営に係る事項[取締役報酬関係](報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容)」に記載のほか、「有価証券報告書」、「事業報告」に記載しておりますのでご参照ください。

(4) 取締役会が取締役・監査等委員候補の指名を行うに当たっての方針と手続

本報告書「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のほか、「有価証券報告書」に記載しておりますのでご参照ください。

(5) 取締役会が取締役・監査等委員候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

「株主総会招集通知」に記載しておりますのでご参照ください。

上記(2)～(5)の「有価証券報告書」、「事業報告」、「株主総会招集通知」については、当社ウェブサイトにも掲載しております。

【補充原則3 - 1 - 3および4 - 2 - 2】「サステナビリティの取組みの適切な開示、サステナビリティ基本方針」

当社は、サステナビリティ基本方針を制定し、同方針を当社ウェブサイトに掲載しております。

また、取締役会の下に代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、同委員会において、サステナビリティ経営に関する事項を決定・審議し、取締役会への答申を通じ、その取組みを進めております。なお、取組みの内容は、毎年開催するアナリスト・機関投資家向け決算説明会において説明・公表しており、当該説明会の資料および説明会動画を当社ウェブサイトにも掲載しております。

【補充原則4 - 1 - 1】「経営陣に対する委任の範囲」

当社は、定款で重要な業務執行の決定を取締役に委任できることとしております。これにより、取締役会は、経営の監督により特化し、決定事項は「経営の基本方針」および「法令および定款上の取締役会専決事項」等に限定し、個別の「重要な業務執行」の決定は、原則として代表取締役および本社在籍の業務執行取締役で構成する経営会議、代表取締役社長、業務執行取締役など経営陣に委任しております。具体的には「取締役会規程」、「経営会議規程」、「職務権限規程」において、委任する権限の範囲および決定方法を定めております。

【補充原則4 - 1 - 3】「最高経営責任者(CEO)等の後継者計画の策定・運用」

当社は、取締役会の任意の独立した諮問機関である指名報酬委員会(独立社外取締役3名全員および代表取締役社長で構成)において最高経営責任者(CEO)である代表取締役社長の後継者計画について審議し取締役会に答申することとしており、取締役会は指名報酬委員会の答申に基づき後継者計画を決定しております。

当社の後継者計画は、緊急時対応と将来の備えに分け、緊急時対応では、指名報酬委員会が代表取締役社長代行候補者を選定し、状況に応じた代行の方法、期間に関する原案を作成し取締役会が決定します。また、将来の代表取締役社長交代への備えとして候補者となる経営人材プールを整備するとともに、育成計画を策定することとしております。

なお、後継者計画は毎年、指名報酬委員会が見直しを行い、取締役会に報告することとしており、これにより取締役会が後継者計画に関し監督する体制としております。

【補充原則4 - 3 - 2】「CEOの選解任方針・選任の手続」

当社は、取締役会の任意の独立した諮問機関である指名報酬委員会が候補者について、代表取締役社長の資質やあるべき姿、選任方針に沿う人物であるかを審議し取締役会に答申することとしており、取締役会は指名報酬委員会の答申に基づき、代表取締役社長を決定しております。具体的な選任方針は以下のとおりです。

【代表取締役社長の選任方針】

- ・当社の「取締役候補者選任基準」を満たすこと
- ・誠実で公平無私であり、社内外からの人望が厚いこと
- ・経営環境の変化に適切に対応し、企業価値を向上させ、持続的成長を可能とするために組織を牽引する強い求心力を有すること

【補充原則4 - 3 - 3】「CEOの解任の手続」

当社は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、代表取締役社長がその機能を十分発揮していないと認められる場合は、取締役会の任意の独立した諮問機関である指名報酬委員会の答申(解任提案)に基づき、取締役会で代表取締役社長の解任を決定することとしております。具体的な解任方針は以下のとおりです。

【代表取締役社長の解任方針】

- ・法令、定款および行動規範等の社内規程に違反し当社グループに多大な損失または業務上の支障を生じさせたことまたは生じさせる恐れがあること
- ・本人において職務執行の継続に著しく困難となる事象が生じたこと
- ・選任方針の各要件を欠くことが明らかになったこと

【原則4 - 8】「独立社外取締役の有効な活用」

当社は、取締役会の独立性確保の観点から、独立社外取締役を取締役会全体の1 / 3以上選任することとしており、取締役7名中、3名が東京証券取引所の独立性基準を満たす独立社外取締役であります。3名の独立社外取締役はそれぞれ、企業経営の経験、財務および会計に関する知見、法律に関する知見を有しており、豊富な経験・知見に基づく助言・提言、ならびに経営の監査・監督を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、独立社外取締役で構成される監査等委員会は、原則として毎月1回開催され、互選により選定された常勤監査等委員が社内情報のほか、会計監査人や監査室の監査結果等を報告し情報共有が図られております。このほか、当社は、取締役会の任意の独立した諮問機関として独立社外取締役全員および代表取締役社長で構成される指名報酬委員会を設置しており、取締役の指名や報酬等、ガバナンス上の特に重要な事項に関する取締役会の機能の独立性・客観性を強化するため、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。このような体制により、独立社外取締役が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた役割・責務を果たす環境が整備されているとともに、有効な活用がされていると判断しております。

【原則4 - 9】「独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」

本報告書「 . 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【独立役員関係】(その他独立役員に関する事項)」に記載しておりますのでご参照ください。

【原則4 - 10】「任意の仕組みの活用」

本報告書「 . 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【任意の委員会】(補足説明)」に記載しておりますのでご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 1】「取締役会の構成・規模に関する考え方、スキル・マトリックスの開示」

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関して「取締役会の構成方針」および「取締役候補者の選任・解任基準」を定めており、当該方針は、本報告書「 . 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載しております。

また、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスは、定時株主総会招集通知に記載しており、当該招集通知は東京証券取引所および当社ウェブサイトに掲載しております。

【補充原則4 - 11 - 2】「取締役の兼任状況」

当社の取締役(監査等委員を含む)の兼任の状況については、有価証券報告書および株主総会招集通知で開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3】「取締役会の実効性評価」

当社は、取締役会において少なくとも1年に1回以上、取締役会の実効性について評価をすることとしております。最近事業年度(2022年3月期)は、以下のプロセスにより取締役会の実効性を評価しました。

なお、アンケートの配布・回収・集計・分析にあたっては第三者機関を活用しております。

【評価プロセス】

- (1) 取締役全員からアンケートの回収
- (2) アンケート結果の分析
- (3) 分析結果に基づく取締役会でのディスカッション

【アンケート項目】

- (1) 取締役会の役割・機能
- (2) 取締役会の規模・構成
- (3) 取締役会の運営
- (4) 監査機関との連携
- (5) 社外取締役との関係
- (6) 株主・投資家との関係
- (7) 前年度からの改善状況

上記評価の結果、当社取締役会は、バランスの良い取締役会構成や発言のしやすい議事進行を背景に取締役会において闊達な議論が行われていることを確認し、取締役会の実効性が適切に確保されていると判断しました。

その一方で「議論に必要な情報の事前提供」や「中長期的な事業戦略やサステナビリティに関する議論の充実」などの課題も認識しました。認識した課題を含めて取締役会の実効性を高める取組みを今後も継続して検討してまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】「取締役に対するトレーニングの方針」

当社は、取締役(監査等委員を含む)が、経営環境の変化に対応し各人の職責を全うできるよう業務上必要な知識の習得・更新を図ることが重要であると考えており、そのためのトレーニングを行っています。新任の取締役に対しては、事業内容・業界・財務・組織について説明し理解を深めるとともに、社外の経営者向け研修の受講機会を提供し、取締役としての役割、コンプライアンス等の知識向上を図っています。また、その後も適宜、役員研修をはじめとする社外研修の受講機会を提供し、経営・財務・コンプライアンス等に関する事項や業務上必要な知識の向上を図っております。

【原則5 - 1】「株主との対話」

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため「株主」および「責任ある投資家」との建設的な対話の実現に向けて、IRポリシーおよび社内規程に則り体制の整備に努めております。

(1)当社では、情報開示担当役員と開示内容に応じた開示担当部署を定め、会社法および金融商品取引法、証券取引所規則等に従い、適時開示を適切に行うほか、株主や市場参加者の皆様の投資判断に資すると判断される情報は、任意開示情報として可能な限り迅速な開示に努めております。

また、開示する情報は開示までの間、社内規程に則り、適切に管理が行われております。

(2)対話の方法につきましては、決算説明会、株主通信やIRレポート(日本語および英文)の発行のほか、個別のIR面談等は要望などに応じて実施しております。こうした対話等につきましては、実質株主判明調査の結果等も踏まえながら手段の充実化を図るほか、対話の必要性の判断をしております。

(3)対話内容等につきましては、都度、会社経営等における参考情報として、代表取締役社長以下の経営陣にフィードバックし、情報共有がされております。

(4)対話に際してのインサイダー情報管理は、IRポリシーに基づき決算期日(四半期決算も含む)の翌日から決算発表日までを「沈黙期間」とするほか、「重要事実および内部者取引管理規程」に則り適切な情報管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本電技従業員持株会	780,869	9.75
永田 健二	455,000	5.68
島田 良介	419,733	5.24
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR:FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	356,600	4.45
株式会社みずほ銀行	345,000	4.30
アズビル株式会社	328,000	4.09
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE HCR00	312,600	3.90
島田 洋子	245,898	3.07
光通信株式会社	225,700	2.81
島田 祥子	179,704	2.24

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

注1. 当社は、自己株式を189,399株保有しておりますが、「大株主の状況」からは除外しております。

注2. 2021年7月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、エフエムアール エルエルシー (FMR LLC) が2021年6月30日現在で、以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、「大株主の状況」には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

・エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)

住所: 米国 02210 マサチューセッツ州ボストン、サマー・ストリート245

保有株券等の数: 757千株

株券等保有割合: 9.25%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
宇崎利彦	他の会社の出身者													
岸本史子	弁護士													
工藤道弘	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宇崎利彦			宇崎利彦氏は、当社の取引金融機関である株式会社みずほ銀行に勤務(昭和54年4月～平成21年8月)していましたが、当社は金融機関等からの借入金は無く、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されるため、概要の記載を省略します。	企業経営を含む豊富な経験と幅広い見識を有しており、その見識を当社の経営の監査・監督に活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。なお、当社との間には、特別の利害関係はありません。また、独立性を有し、一般株主との利益相反の生じる恐れのないことから、独立役員として指定しております。
岸本史子			岸本史子氏は、あずさ総合法律事務所所属の弁護士であります。同事務所と当社との間に取引関係は無く、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されるため、概要の記載を省略します。	弁護士として優れた経験と見識を有しており、その見識を経営の監査・監督に活かし、中長期的な企業価値向上に向けた、適切な助言・提言が行われ、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。なお、当社との間には、特別の利害関係はありません。また、独立性を有し、一般株主との利益相反の生じる恐れのないことから、独立役員として指定しております。
工藤道弘			工藤道弘氏は、工藤公認会計事務所代表者であります。同事務所と当社との間に取引関係は無く、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されるため、概要の記載を省略します。	公認会計士として財務および会計に関する専門的知識を有しており、その見識を当社の経営の監査・監督に活かし、中長期的な企業価値向上に向けた、適切な助言・提言が行われ、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。なお、当社との間には特別な利害関係はありません。また、独立性を有し、一般株主との利益相反の生じる恐れのないことから、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社では監査等委員のうち、1名が常勤監査等委員であることから、現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。ただし、監査等委員会の求めがある場合は、監査等委員会の業務を補助する取締役もしくは専任のスタッフを設置することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査部門および会計監査人との連携や監査等委員でない取締役等からの報告等の方法によって、内部監査や内部統制の状況をモニタリングし、取締役等の職務の執行についての適法性・妥当性につき監査を実施しております。

さらに監査等委員は、取締役会その他重要な会議への随時の出席および稟議書その他の業務執行に関する文書の閲覧等を実施し、上記監査の実効性を高めております。

また、監査等委員会は、代表取締役並びに内部監査部門および会計監査人と適時意見交換を行い、相互認識を深めるとともに監査情報等を交換しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	2	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	2	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役の指名および報酬に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実に図るため、取締役会の任意の独立した諮問機関として「指名報酬委員会」を設置しております。

【委員会の構成】

- (1) 独立社外取締役全員および代表取締役社長をもって構成し、うち過半数を独立社外取締役とします。
- (2) 委員長は独立社外取締役から委員の互選により選定します。

【委員会の役割】

取締役会の諮問に応じて、次の事項について審議し、取締役会に答申します。

- (1) 取締役の選任・解任(株主総会決議事項)に関する事項
- (2) 代表取締役の選定・解職に関する事項
- (3) 取締役(監査等委員を除く)の報酬の体系・決定方針・決定手続等に関する事項
- (4) 取締役(監査等委員を除く)の個人別の報酬に関する事項
- (5) 後継者計画に関する事項
- (6) その他コーポレートガバナンス上の重要事項等で取締役会が必要と認めた事項

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【独立社外取締役の有効な活用】

本報告書「1. 基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】」に記載しておりますのでご参照ください。

【独立社外取締役の独立性基準】

当社では、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、以下のとおり「独立社外取締役の独立性基準」を定めております。

1. 現在または過去5年間に於いて、以下のいずれにも該当していないこと
 - (1) 当社の大株主(注1)またはその業務執行者(注2)
 - (2) 当社が大株主となっている者の業務執行者
 - (3) 当社の主要な取引先(注3)またはその業務執行者
 - (4) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
 - (5) 当社の主要な借入先(注4)またはその業務執行者
 - (6) 当社から役員報酬以外に多額(注5)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家等
 - (7) 当社から多額の寄付を受けている者またはその業務執行者
 - (8) 当社の会計監査人である監査法人に所属する者で、当社の監査業務に従事もしくは関与した者
 - (9) 上記のいずれかに該当する者の近親者(注6)
 - (10) 上記に該当する可能性のある者であっても、人格・見識等に照らし、当社の独立社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立社外取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外取締役とすることができるものとする
2. 過去10年以内に於いて、当社の業務執行者に該当していた者の近親者でないこと
3. 過去10年以内に於いて、当社の子会社の業務執行者でないこと
4. その他、独立した社外取締役として職責を果たせないと合理的に判断される者でないこと

5. 現在独立社外取締役である者が、独立社外取締役として再任されるためには、通算の在任期間が10年間を超えないことを要する

(注)

1. 「大株主」とは、当該会社の総議決権の10%以上を直接または間接的に保有している者をいう。
 2. 「業務執行者」とは、法人その他団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう。
 3. 「主要な取引先」とは、直近3事業年度のいずれかの年度において、当社との取引額が当社の売上高または相手方の連結売上高の2%以上である取引先をいう。
 4. 「主要な借入先」とは、直近事業年度末における当社の総資産の2%以上の額を当社が借り入れている先をいう。
 5. 「多額」とは、年間1,000万円以上の額をいう。
 6. 「近親者」とは、配偶者または二親等以内の親族をいう。
- また、取締役会は、企業経営、財務・会計、法務等に関する知識・経験・能力に基づき、独立的な立場から適切な助言や経営全般および利益相反の監督、取締役会での建設的審議に貢献できる者を独立社外取締役として選定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、2020年6月26日開催の第61回定時株主総会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役(監査等委員を除く)について譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しております。
これにより、これまで基本報酬(固定報酬)と役員退職慰労金から構成されていた取締役(監査等委員を除く)の報酬制度を、基本報酬(固定報酬)、業績連動報酬(短期インセンティブ報酬)、および株式報酬(中長期インセンティブ報酬)の3種類により構成される制度へ改定いたしました。
当社の役員報酬制度については後記の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますのでご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

最近事業年度における当社の取締役の報酬等の総額は次のとおりであります。

取締役8名 報酬等の総額 218百万円

報酬等の種類別の総額(基本報酬:143百万円、業績連動報酬:66百万円、株式報酬:8百万円)

【内訳】

取締役(監査等委員を除く)5名 報酬等の総額191百万円

報酬等の種類別の総額(基本報酬:116百万円、業績連動報酬:66百万円、株式報酬:8百万円)

取締役(監査等委員)3名(うち社外取締役3名) 報酬等の総額27百万円

報酬等の種類別の総額(基本報酬:27百万円)

(注)1. 短期インセンティブ報酬として、取締役(監査等委員を除く)に対して業績連動報酬を支給しております。業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した主たる業績指標の内容は、最近事業年度の営業利益であります。当該業績指標を選定した理由は、当社の重要な業績指標の一つであることおよび事業活動の成果をより直接的に反映する指標として高いインセンティブ効果をもたらすものと考えられ、短期インセンティブ報酬の指標として最適と判断したためです。

業績連動報酬の額の算定方法は、各事業年度の営業利益等の業績目標達成度および個人毎の役割の達成度に応じて、役位別の基準額の0%~250%の範囲で支給額を決定します。

なお、最近事業年度を含む当社の営業利益の実績推移は、次のとおりです。

【営業利益】

第60期(2019年3月期):3,174百万円、第61期(2020年3月期):4,425百万円、第62期(2021年3月期):4,544百万円、第63期(2022年3月期):4,143百万円

(注)2. 中長期インセンティブ報酬として、取締役(監査等委員を除く)に対して株式報酬を支給しております。具体的には役位別の基準額に応じて譲渡制限付株式を交付しております。当該株式報酬の内容および交付状況は、次のとおりです。

【最近事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況】
取締役(監査等委員を除く)5名に対し2,236株

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針および決定方法を定めており、その内容は、取締役の報酬等について、総額の上限を株主総会で定め、個人別の具体的な支給額については、内規に基づき、会社業績・各人の執務の状況等を考慮のうえ、取締役(監査等委員を除く)の報酬は取締役会で決定し、取締役(監査等委員)の報酬は監査等委員である取締役の協議により決定しております。取締役の報酬等の制度の概要および個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

a. 基本報酬(固定報酬)

取締役(監査等委員を除く)および取締役(監査等委員)に対し、役位に応じた固定の額を毎月支給します。

b. 業績連動報酬(短期インセンティブ報酬)

取締役(監査等委員を除く)に対し、各事業年度の営業利益等の業績目標達成度および個人毎の役割の達成度に応じて、役位別の基準額の0%~250%の範囲で決定した額を翌事業年度に年1回支給します。

c. 株式報酬(中長期インセンティブ報酬)

取締役(監査等委員を除く)に対し、役務提供期間(定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日まで)に対応して、役位に応じた一定の数の譲渡制限付株式を交付するものとし、付与時期は取締役会で決定します。また当社と各取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結し、取締役退任時まで当該株式の譲渡制限を付すこと、一定の事由が生じた場合は当社に無償で当該株式を譲り渡すこと等を約するものとします。当社株式を保有させることで当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として導入しております。

d. 報酬等の割合

取締役(監査等委員を除く)の固定報酬(基本報酬)とインセンティブ型報酬(業績連動報酬、株式報酬)の割合は、業績連動報酬のレンジ(基準額~基準額の250%)に応じて、概ね2:1~1:1とし、株式報酬は基準額報酬の概ね5%としております。また、役位が上がるほどインセンティブ型報酬の割合が高くなるものとしております。

e. 報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役(監査等委員を除く)の報酬等に関する手続の透明性・客観性を強化し、独立社外取締役の適切な関与を得るものとするため、取締役会の委任決議に基づき独立社外取締役全員(宇崎利彦常勤監査等委員、岸本史子監査等委員、工藤道弘監査等委員)および代表取締役社長の島田良介で構成(委員の過半数は独立社外取締役)する指名報酬委員会にて個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の報酬等について、内規に基づき会社業績、各人の執務の状況等を考慮し、決定するものです。なお、株式報酬については、指名報酬委員会が決定した基準額に基づき、取締役会で個人別の交付株式数および支給額を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、指名報酬委員会が会社業績や各人の執務の状況等を的確に評価することができると判断したためであり、取締役の個人別の報酬等に関する手続の透明性・客観性が担保されており、取締役会としては取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

【役員報酬等についての株主総会の決議に関する事項】

取締役(監査等委員を除く)の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第56回定時株主総会において年額330百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与とは含まない)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は8名(うち、社外取締役は0名)です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第61回定時株主総会において、株式報酬の額を年額30百万円以内、株式数の上限を年4万株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は4名(うち、社外取締役は0名)です。

取締役(監査等委員)の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第56回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名(うち、社外取締役は3名)です。

【社外取締役のサポート体制】

常勤監査等委員に対し、社内重要会議の開催案内の通知や、稟議書その他業務執行に関する文書の回付等を通じ、毎月開催する監査等委員会において、各監査等委員向けに必要な情報の提供が可能となるようサポートを実施しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

名

現在、記載すべき対象者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 企業統治の体制の概要

取締役会(当報告書提出日現在:取締役7名。うち監査等委員を除く取締役4名、監査等委員である社外取締役3名)を原則として月1回その他必要に応じて開催することにより、経営方針および重要な業務執行等の審議・決定を迅速に行っております。

監査等委員3名(宇崎利彦、岸本史子、工藤道弘の3氏)で構成される監査等委員会は原則月1回開催しております。監査等委員会は、内部監査部門および会計監査人との連携や監査等委員でない取締役等からの報告等の方法によって、内部監査や内部統制の状況をモニタリングし、取締役等の職務執行について監査しております。

当社は監督と業務執行の分離および役割の明確化、ならびに意思決定の迅速化を図るため執行役員制度を導入しており、業務執行部門においては、執行役員がその中核を担い、取締役会にて決定された経営方針等の徹底および業務執行の効率化を図っております。

また、当社は、取締役候補者の指名および報酬等に関する手続の透明性・公正性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役全員(宇崎利彦監査等委員、岸本史子監査等委員、工藤道弘監査等委員)および代表取締役社長の島田良介で構成(委員の過半数は独立社外取締役)する「指名報酬委員会」を設置しております。

(2) 取締役会の構成方針

当社は、取締役会が役割・責務(経営の基本方針の決定および経営の監督)を果たし、実効的に機能するため、その構成方針について以下のとおり定めております。

スキルのバランス

経営戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル等を有するよう知識・経験・能力のバランスのとれた構成とし、それを一覧化したスキル・マトリックスにより開示する。

独立性

独立社外取締役は、全体の3分の1以上とする。

規模

・監査等委員:3~4名(原則独立社外取締役)(定款4名以内)

・業務執行取締役:6名以内(定款15名以内)

・全体規模については、多様性、経営の継続性、意思決定の迅速性、経営と執行の分離等の観点を考慮する。

多様性

・経営戦略の妥当性やリスク等について客観的・多面的に審議し、かつその執行状況を適切に監督するため、ジェンダー、職歴、年齢等、社内外の多様な人材を適正規模と両立しつつ確保する。

・独立社外取締役の監査等委員には、他社での経営経験を有する者、財務・会計に関する十分な知見を有している者、法務に関する知識を有する者を各1名以上選任する。

(3) 取締役候補者の選任・解任基準

当社は、取締役の選任・解任について、以下のとおり基準を定めております。

取締役候補者の選任基準

(a) 共通

イ. 法令上の適格性を満たしていること。

ロ. 心身ともに健康であること。

ハ. 優れた人格と高い倫理観・遵法精神を有していること。

ニ. 経営戦略等に照らして取締役会が備えるべきスキルを有すること。

(b) 業務執行取締役

計装事業および同業界に関する豊富な知識・経験・人脈等を有する人材、またはガバナンス・内部統制・資本市場・財務・IT等、上場企業の経営管理に関する豊富な専門知識・経験等を有する人材で、取締役会が定めた経営戦略を執行できる能力があること。

(c) 監査等委員である取締役

イ. 原則として当社「独立社外取締役の独立性基準」を満たす独立社外取締役であること。

ロ. 企業経営、財務・会計、法務等に関する知識・経験・能力に基づき、適切な助言や経営全般および利益相反の監督、取締役会での建設的審議に貢献できること。

取締役の解任基準

「取締役候補者の選任基準」に照らして資質を欠くことが明白になった者を解任する。

また、取締役の選任や解任の手続として、取締役会の任意の独立した諮問機関であり独立社外取締役全員および代表取締役社長で構成される指名報酬委員会において、取締役の選任・解任について審議することし、取締役会は、指名報酬委員会の答申に基づき取締役候補者の選任および取締役の解任の原案を決定することとしております。

(4) 内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社における内部監査は、内部監査部門3名で構成されており、社内各部門の所管業務が法令、定款および諸規程に従い、適正かつ有効に運用されているかを監査しております。また、監査方針、監査計画、監査結果等について監査等委員会および監査法人と緊密な情報・意見交換を行い、相互認識を深めるとともに監査の実効性を高めております。

監査等委員会監査については、社外取締役3名(常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員会2名)で構成されており、監査等委員会が、内部監査部門および会計監査人との連携や監査等委員でない取締役等からの報告等の方法によって、内部監査や内部統制の状況をモニタリングし、取締役等の職務の執行についての適法性・妥当性につき監査を実施しております。さらに監査等委員は、取締役会その他重要な会議への随時の出席および稟議書その他の業務執行に関する文書の閲覧等を実施し、上記監査の実効性を高めております。

また、監査等委員会は、代表取締役並びに内部監査部門および会計監査人と適時意見交換を行い、相互認識を深めるとともに監査情報等を交換しております。

監査等委員である社外取締役工藤道弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、監査等委員である社外取締役岸本史子氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有しております。

(5)独立社外取締役の独立性基準

本報告書「 1. 機関構成・組織運営に係る事項[独立役員関係] (その他独立役員に関する事項)」に記載しておりますのでご参照ください。

(6)会計監査人の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人および金融商品取引法に基づく会計監査にEY新日本有限責任監査法人を起用しております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 柳井 浩一
指定有限責任社員 業務執行社員 寺岡 久仁子

・継続監査期間

29年間

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名 その他13名

継続監査年数については、7年以内のため記載を省略しております。なお、同監査法人は業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう、自主的措置をとっております。

(7)監査法人の選定方針と理由

監査等委員会が、EY新日本有限責任監査法人を選定した理由は、日本監査役協会が公表した「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等に基づき評価を行い、同監査法人に必要な専門性、独立性及び適切性を備えていると判断したためであります。

なお、当社都合の場合の他、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会規程に則り「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを審議いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第304条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。

(8)監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査法人から監査業務の遂行上状況等について報告を受けた上で、日本監査役協会の指針に例示されている評価基準項目等に則り評価を行っております。

(9)監査報酬の内容

最近事業年度に係る監査証明業務に基づく報酬 30百万円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、「2-(1)企業統治の体制の概要」に記載のとおり、社外取締役で構成される監査等委員会が取締役会の監督を行うほか、取締役会の独立した諮問機関として「指名報酬委員会」を設置し、取締役の指名や報酬等に関する手続の透明性・公正性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実に図っていくため、現状の体制を採用いたしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、第1集中日を避けた総会開催日の設定に努めており、第63回定時株主総会は、2022年6月28日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	当社では、株主総会における議決権行使方法に電磁的方法(スマート行使および議決権行使ウェブサイトでの行使)を採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社では、英文の招集通知(狭義の招集通知および株主総会参考書類)を作成し、東京証券取引所および当社ウェブサイトに掲載しております。
その他	当社では、株主総会招集通知の早期ウェブ開示に努めております。2022年6月28日開催の第63回定時株主総会招集通知(英文を含む)は、招集通知発送日の5営業日前、2022年6月3日に東京証券取引所および当社ウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p>【基本方針】 当社は、法令・規則を遵守し、株主、投資家を含むあらゆるステークホルダー(利害関係者)に対し、「正確な情報」を「わかりやすく」「迅速に」「公平に」お知らせすることを基本方針として、IR活動・ディスクロージャー(情報開示)を行っております。</p> <p>【情報開示基準】 当社は、会社法、金融商品取引法ならびに証券取引所の定める「適時開示規則」に従い、正確・公平な開示を行っております。 また、法令・規則に定められていない情報についても、株主や市場参加者の皆様の投資判断に資すると判断される情報は、任意開示情報として、可能な限り迅速且つ詳細な開示に努めております。</p> <p>【情報の開示方法】 当社は、法令および証券取引所の定める適時開示規則に該当する情報は、それぞれ適切な方法で開示を行い、当社ウェブサイトにおいても、速やかにその内容を掲載します。 法令および規則に該当しない情報につきましても当社ウェブサイト等により開示します。</p> <p>【IR沈黙期間について】 当社は、開示の公平性を保つため、決算期日(四半期決算も含む)の翌日から決算発表日までを「沈黙期間」とします。 但し、沈黙期間中に業績予測が大きく変動する見込みが出てきた場合には、適時開示規則やフェアディスクロージャー・ルールに従い適宜開示・公表します。</p> <p>【将来の見通しについて】 当社が開示する情報の中には、将来の業績に関する予想および見通しに関する記述が含まれている場合があります。これらの記述は現在入手可能な情報に基づく当社の判断による将来の見通しであり、経済情勢や市況環境等の変化によって変動する可能性があることをご了承ください。</p>	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2022年6月2日に最近事業年度(2022年3月期)におけるアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しております。なお、決算説明会の資料および説明会動画を当社ウェブサイトにも掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	「決算短信」、「有価証券報告書」などの開示資料をはじめ、長期経営指針、中期経営計画、決算説明会資料、企業調査レポート、財務・業績ハイライト(過去4年分・当期予想)、株価情報等を掲載しています。	

IRに関する部署(担当者)の設置	当社の情報取扱責任者は企画管理本部長となっております。 当社のIR担当部署は人事総務部となっております。
その他	当社では、海外機関投資家向けに英文の決算説明会資料および企業レポートを作成し配信、ならびに当社ウェブサイトに掲載しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程として定めた「日本電技企業行動憲章」および「行動指針」の徹底、並びにインサイダー取引防止の徹底を図るべく社内研修を実施しております。この他、プライバシーポリシーの制定および内部通報窓口を設置しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社は、取締役会の下に代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、同委員会において、社会課題・当社事業に関する課題を抽出、ステークホルダーの視点を交え、諸課題の評価と長期経営指針、中期経営計画との関係性を踏まえ、ESGに分類した以下の6つのマテリアリティを決定し、サステナビリティ経営に取り組んでおります。</p> <p>E(環境): 「計装エンジニアリングを通じた脱炭素社会実現への貢献」 S(社外): 「計装エンジニアリングを通じたスマート工場実現への貢献」</p> <p>「安全衛生・品質向上」 「働きやすい職場環境の実現」 「地域・社会貢献」</p> <p>G(ガバナンス): 「コーポレートガバナンスの強化」</p> <p>上記のサステナビリティ経営に関する取組みの開示等については、本報告書「1. 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】」に記載しておりますのでご参照ください。</p> <p>上記の他、最近事業年度では、第62回定時株主総会(2021年6月29日開催)において、インターネットによる議決権行使により削減された郵送費用を、日本赤十字社に宛てた寄付の一部に充当しております。</p>
その他	<p>【健康経営の推進】</p> <p>2018年9月に「健康宣言」を制定し、従業員の健康増進を企業価値向上につなげる健康経営を推進しています。従業員一人一人が心身ともに健康でいきいきと働くことができる環境づくりをするという方針のもと、社長を責任者とする健康管理体制を構築し、健康保険組合や産業医と連携した健康管理活動などに取り組んでおります。こうした取り組みが評価され、2020年3月から2022年3月までの3年連続で経済産業省と日本健康会議が選定する「健康経営優良法人(大規模法人部門)」に認定されております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、取締役会で決議した次の内部統制システム構築の基本方針に基づき、その整備を行っております。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a. 企業行動憲章および行動指針を定めるとともに、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守および高い倫理観と社会的良識に基づく企業行動の徹底を図る。
役員・従業員に対しては、定期的に教育・研修を行うことにより、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - b. 内部監査部門により社内各部門の所管業務が法令、定款および諸規程に従い、適正かつ有効に運用されているかを監査する。
 - c. 法令違反行為等に関する通報・相談を受け付ける内部通報窓口を設置する。
 - d. 法令違反行為等に対しては、厳正な処分を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - a. 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程、情報セキュリティポリシー等の社内規程に従い適切に保存、管理を行う。
 - b. 開示すべき重要な情報については、法令等に従い適時適切に開示する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理に関する社内規程を定め、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の構築および各種リスクの管理を行う。
また、事故や災害などの緊急事態が発生した際は、危機管理チームまたは対策本部を設置し迅速に対応する体制をとる。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会および経営会議を原則月1回開催するほか、必要に応じ臨時に開催することにより、経営方針および重要な業務執行等の審議・決定を迅速に行う。
 - b. 経営計画を策定し、各組織の分掌および権限を明確に定め、ITの適切な活用を図ることにより、職務執行を効率的に行う。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 子会社の経営については、当社内に経営管理の主管部所を置き、関係会社管理規程に則り経営管理を行う。
また、子会社の経営が効率的に行われるよう、必要な指導・支援等を実施するとともに、重要な経営事項等の報告を受ける。
 - b. 子会社のリスクおよびコンプライアンスに関する事項は、当社のリスクおよびコンプライアンス管理体制、ならびに内部通報窓口を活用して徹底を図る。
 - c. 内部監査部門の監査対象に子会社を含め、定期的に監査を実施し、監査結果を取締役に報告する。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該取締役および使用人に関する事項、その独立性および指示の実効性に関する事項
監査等委員会の求めがある場合は、監査等委員会の業務を補助する取締役もしくは専任のスタッフを置くこととする。監査等委員会の業務を補助する取締役もしくは専任のスタッフは、監査等委員会の指示に従うものとする。なお、その人事異動、評価等については、監査等委員会の同意を得るものとする。
- (7) 業務執行取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - a. 当社および子会社の業務執行取締役および使用人は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項等を発見した場合は監査等委員会に報告する。
 - b. 当社および子会社の業務執行取締役および使用人は、監査等委員から業務の執行等に関する報告を求められた場合、適切に報告を行う。
 - c. 当社および子会社は、監査等委員会に報告を行った者に当該報告を行ったことを理由として不利益が生じないことを確保する。
- (8) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査等委員は取締役会その他重要な会議に随時出席し意見および報告を行うとともに、稟議書その他の業務執行に関する文書を閲覧する。また、代表取締役および内部監査部門と適時意見交換を行い、相互認識を深めるとともに監査情報等を交換する。
 - b. 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理について、適切に対応する。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け内部統制システムの構築を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた体制
反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況については次のとおりであります。

(1) 基本的な考え方

IV-1「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の(10)反社会的勢力排除に向けた体制に記載のとおりであります。

(2) 整備状況について

当社では、企業行動憲章および社内規程において反社会的勢力排除に関する基本方針、対応等を定め、統括対応部署を人事総務部として、不当要求防止責任者を設置するとともに、各本支店に反社会的勢力の介入防止責任者を設置する等の体制を整備しております。

また、警察等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力の排除活動に取り組んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

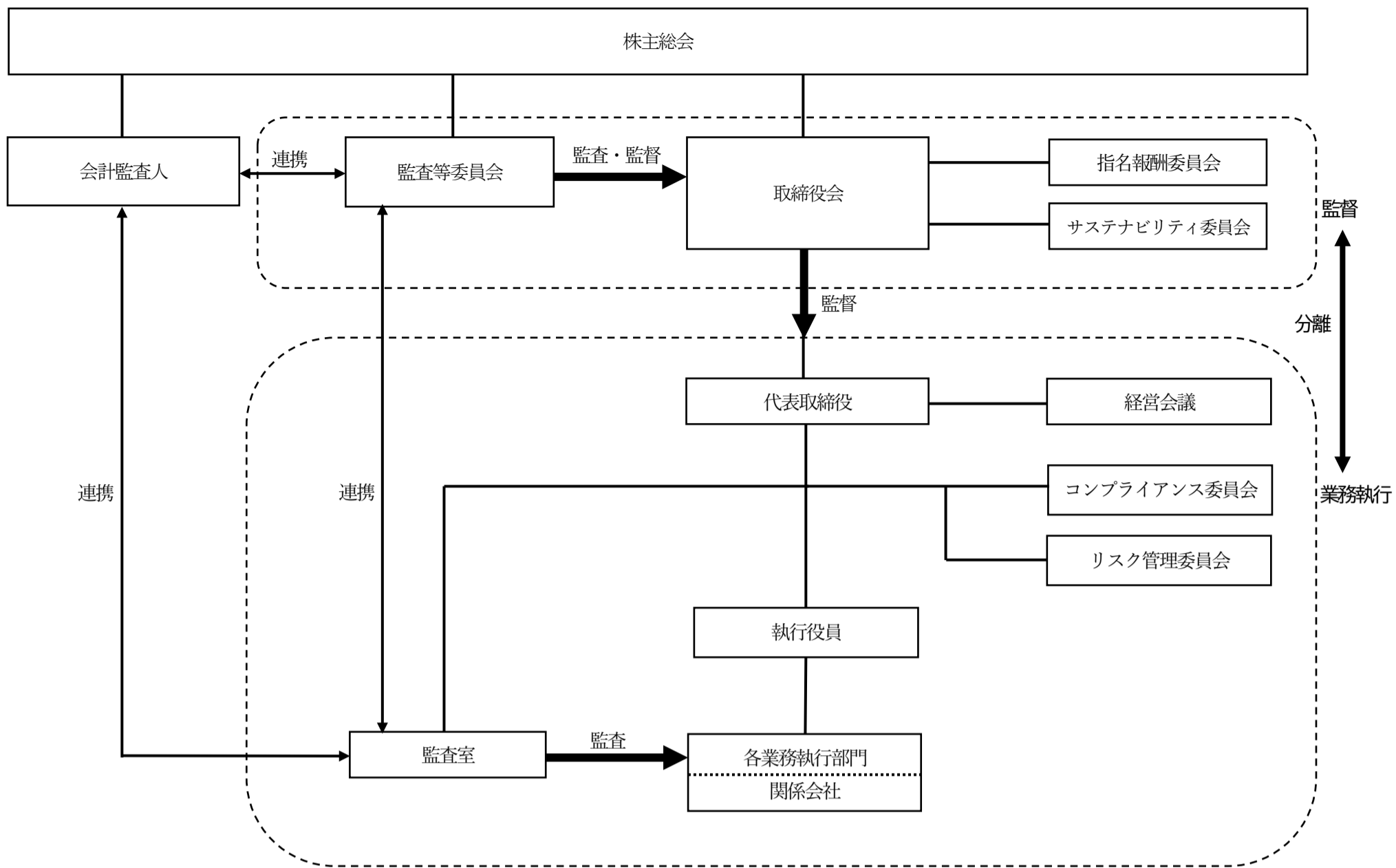
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

「コーポレートガバナンス体制 模式図」



「適時開示体制の概要 模式図」

